

国立大学法人島根大学と島根県信用保証協会との包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と島根県信用保証協会が包括的な連携・協力のもと、両者が有する人的・物的資源を有効活用し、地域貢献人材の育成と地域の活性化に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 島根大学と島根県信用保証協会は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 地域を支える人材の育成に関する事項
- (2) 中小企業を中心とする地域産業の振興に関する事項
- (3) 地域における起業・創業支援に関する事項
- (4) 地域の活性化・発展に向けた調査・研究に関する事項
- (5) その他第1条の目的を達成するため両者協議のうえ必要と認めた事項

2 本協定による連携・協力の具体的内容は、両者で協議して定めるものとする。

(協議)

第3条 本協定による連携・協力の円滑な推進を図るため、両者は定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、両者いずれからも改定の申入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 本協定の有効期間中であっても、両者協議のうえ、この協定書を改定することができる。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年1月10日

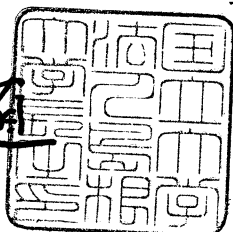
国立大学法人島根大学

島根県信用保証協会

学長

会長

服部 泰彦



小林 淳一

